

集团的消費者被害回復制度等に関する研究会（仮称）運営要領（案）

1. 座長は、研究会の進行を務める。
2. 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
3. 研究会終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表するものとする。
4. 研究会での配布資料は、原則として研究会終了後すみやかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を、研究会に参加させることができる。
6. この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

以上